

資料3-2

中央教育審議会大学分科会

(第93回)

H22.12.14

参考資料

平成22年12月14日

構成

大学改革の主要課題と量的規模について	2
1. 大学教育の質の保証・向上について	10
2. 機能別分化と大学間連携の促進について	24
3. 教育研究機能の充実のための組織・経営の基盤強化について ...	35

大学改革の主要課題と量的規模について

(1) 大学教育を取り巻く諸状況（例）

- 平成17年「将来像答申」の問題意識：21世紀は「知識基盤社会」の時代。高等教育は、個人の人格形成と社会・国家のいずれの点でも重要だが、特に、優れた材養成と科学技術の振興は我が国に不可欠であり、大学は、社会との関わりをより意識すべき
- こうした問題意識は今日も同様であるが、大学を取り巻く状況として当時見通していた事態として、例えば以下のような状況が具体的に現れつつあり、それを踏まえて大学の機能・役割を検討することが不可欠

① 大学のグローバル化と世界経済の一体化の進展

- 本質的に、大学はグローバルな存在
 - ※ 歴史的に、学生・教員が優れた教育と研究を求めて、国境を越えて移動・交流してきたことを通じて学術が発展
- 今日、学生の流動性が急速に進展し、大学のグローバル化の対応が喫緊の課題
 - ※ EUに見られるように国を超えた質保証の取組が活発化
 - ※ 一方、日本人学生が「内向き」との指摘
 - ※ アジアでの交流の促進等、大学行政の国際化が進展
- また、アジアを含む世界経済の一体化が進み、国内で完結していた産業・雇用等の様々な制度・慣行が流動化
 - ※ 大学は、主に国内学生を教育し、その学生のほとんどが卒業後に国内で就職するという構図が揺らいでいる

② 学習成果の説明責任への要請

- ①にあるとおり、従来、大学卒業生は、就職後の企業等で再教育・訓練がなされることが事実上想定
- しかし、就業構造が変化する中で、学生の質（どんな知識・技能を修得したか）や、教育の質（どんな教育をしているか）の社会への説明が強く求められるようになった

③ 人口減少期（成熟期を迎えた社会）における社会システムの検討

- 我が国が人口減少期を迎え、社会システムを構成するあらゆる部門について、その在り方の再検討が求められている
- 大学についても、例えば、以下の観点について具体的に検討することが課題
 - ・ 大学の全体規模や、各大学の経営規模について、社会状況の変化を踏まえて対応することの是非
 - ・ 成熟社会において市民一人ひとりのための豊かな教育

④ 地域の成長戦略のための重要な役割

- 従来の大学への認識は「コストセンター」
- それに対し、複数大学が連携して地域の問題解決を図るなど、地域活性化の牽引役としての大学に着目が高まり
 - ※ 教育・訓練・雇用等を通じた地域の「成長センター」、ひいては「収益センター」の可能性
 - ※ 平成18年の教育基本法改正により、大学が、社会や経済の発展を担う基盤であることが明確化
- また、「新たな公共」を担う大学、大学生への期待

(2) 大学改革の主要課題と中教審大学分科会の審議

○ これまでの大学分科会の論点は多岐にわたるが、それぞれの課題は相互関連性が深く、それらを三つの柱から整理することも可能と考えられる。

大学教育の質保証・向上

↓
大学教育の質保証は
国際競争の時代

○大学・大学院教育において、体系性・一貫性のある「学位プログラム」を確立

- 「どこの大学を卒業したか」よりも、「何を修得したか」を重視
 - ・明確な教育目標と、修得すべき知識・技能を具体的に提示
 - ・体系性・一貫性あるカリキュラムの編成・実施、厳格な成績評価
- 「設置基準→設置認可→認証評価」の公的な質保証システムを改善
- アジアをはじめ国際的な質保証ネットワークを構築
- 大学の自主的・自律的な教育力向上の取組を実質化（FDの充実等）

これらの情報公表のため省令改正（平成23年度施行）

機能別分化の促進

↓
どの機能に重点化しても
大学の努力が適切に評価

○各大学が、すべての機能を備えるのではなく、個性・特色を踏まえて、機能別に分化

- 奨励的補助金（例：GP、私学助成の特別補助）は、大学が、各カテゴリーから選択
- 各大学の機能を補完しつつ、全体として質の高い教育を行うため大学間の連携を促進
 - ・例えば、学位の共同授与、共同利用拠点、地域別・機能別のコンソーシアムの形成
- 中教審では、機能別の質保証のための観点・指標の整備を提言

教育研究機能の充実のための組織基盤の強化

↓
限られた資源を効率的に
活用し、全体として
質の高い教育を実施

○大学は、その設置形態を問わず多様な機能を有しており、全体として発展が必要

- 国立大学は、平成14年度以降、101校から86校に再編・統合
 - ・第1期中期目標期間終了時に、各大学は、組織・業務全般の見直しを検討
- 私立大学は、過去3年で、4大学が統合、7大学が募集停止、4学校法人が合併
 - ・中教審は、自主的な機能別分化を通じ、自立・発展、連携・共同、撤退等の方向性を早期に判断できるように支援を提言。また、私学団体が、財務・経営情報の公表を促進

あわせて、これらの取組を促進するための財政支援の在り方が重要

(3) 大学分科会の審議に係る制度改正等（平成21年以降のもの）

大学教育の 質保証・向上

- 公的な質保証システムの改善
 - ① 設置基準の基準性の明確化。
 - ・ 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培うための体制（H22予算で「就業力育成支援事業」）。
 - ② 設置認可審査の改善。
 - ・ 明らかな準備不足の申請に対する「早期不認可」の導入。
 - ・ 届出設置をアフターケアの対象に追加。
 - ③ 認証評価の改善。
- これらに関する情報の公表
 - ・ 教育の質を向上させるための教育情報として公表すべき事項を明確化。
 - ・ 国際的な情報発信を進めるためガイドラインを整備。
 - ・ 設置認可・届出に関し、大学からの申請内容を文部科学省のウェブサイトで公開。
- グローバル化への対応
 - ・ アジア域内における大学間連携（日中韓の「CAMPUS Asia」構想として具体化）
 - ・ 海外大学とのダブルディグリーの実施上の留意点をガイドラインとして公表。

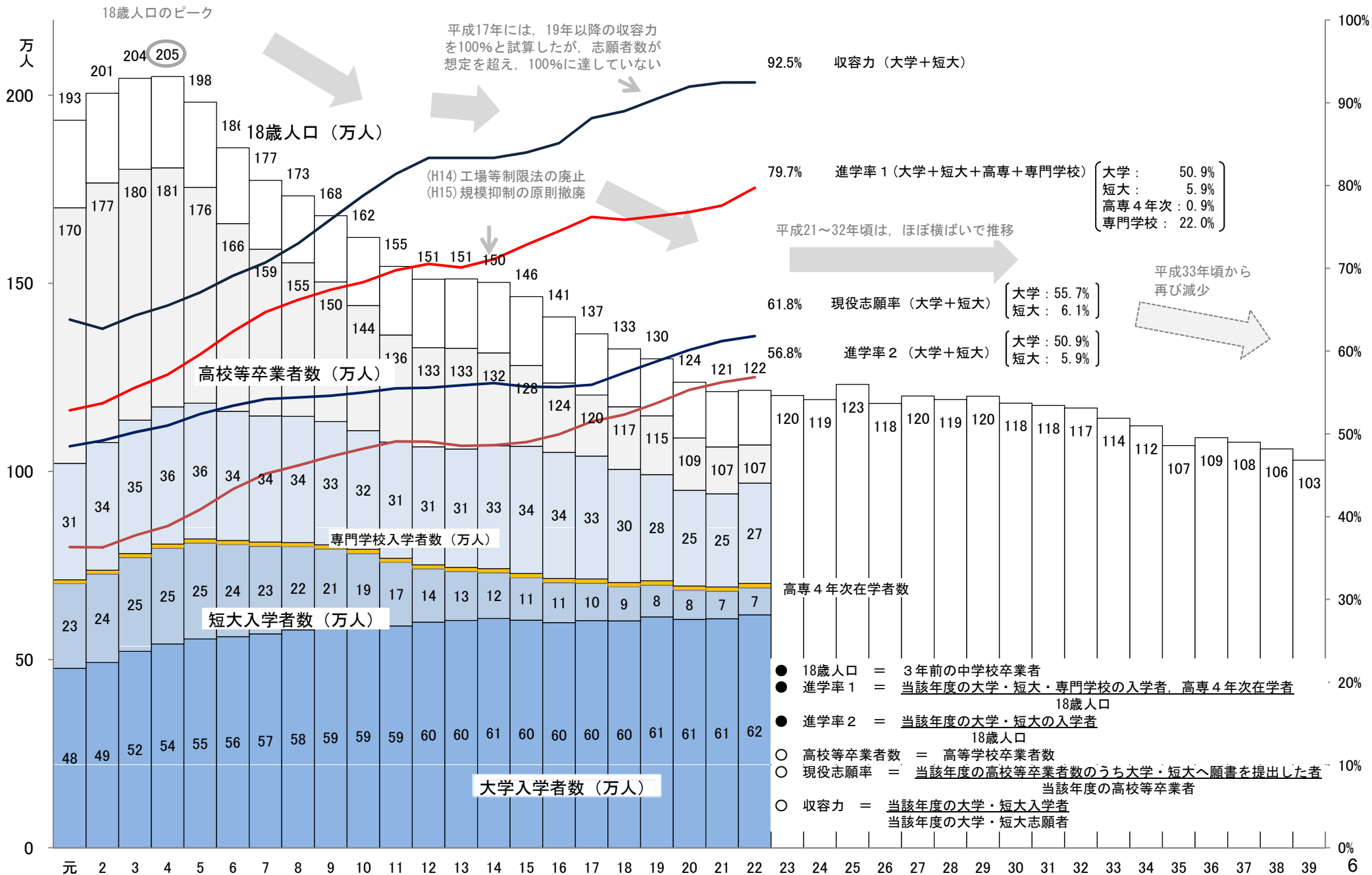
機能別分化の促進

- 設置形態を超えた機能別分化の促進（今後、機能別の質保証について検討）。
- 各大学の機能別分化を踏まえつつ、大学間の連携を促進。
 - ・ 教育課程の共同実施の制度化（平成22年度までに、3つの事業が発足）。
 - ・ 教育・学生支援の全国共同利用拠点の創設（留学生関連、練習船、農場、FD等で、計12拠点が大臣認定）。
 - ・ そのほか、戦略的大学間連携、コンソーシアムを促進。
- 平成23年度の概算要求で、世界的研究・教育拠点、高度専門職業人養成、総合的教養教育、地域の生涯学習機会の拠点等に対応した支援。

教育研究機能の 充実のための 組織基盤の強化

- 大学財政の重要性と今後の改善を提言。
 - ・ 平成23年度の概算要求で、成長の土台となる教育研究の基盤の強化を重視。
 - ・ 平成22年度は、私立大学への経常費補助の拡充とともに、自主的に経営改善に取り組む大学の支援等。
 - ・ 日本私立学校振興・共済事業団における経営相談の充実（H22はリーダーズセミナーを実施）。
 - ・ 透明性と社会からの信頼性の向上のため、私学団体が、財務・経営情報の公表を促進。

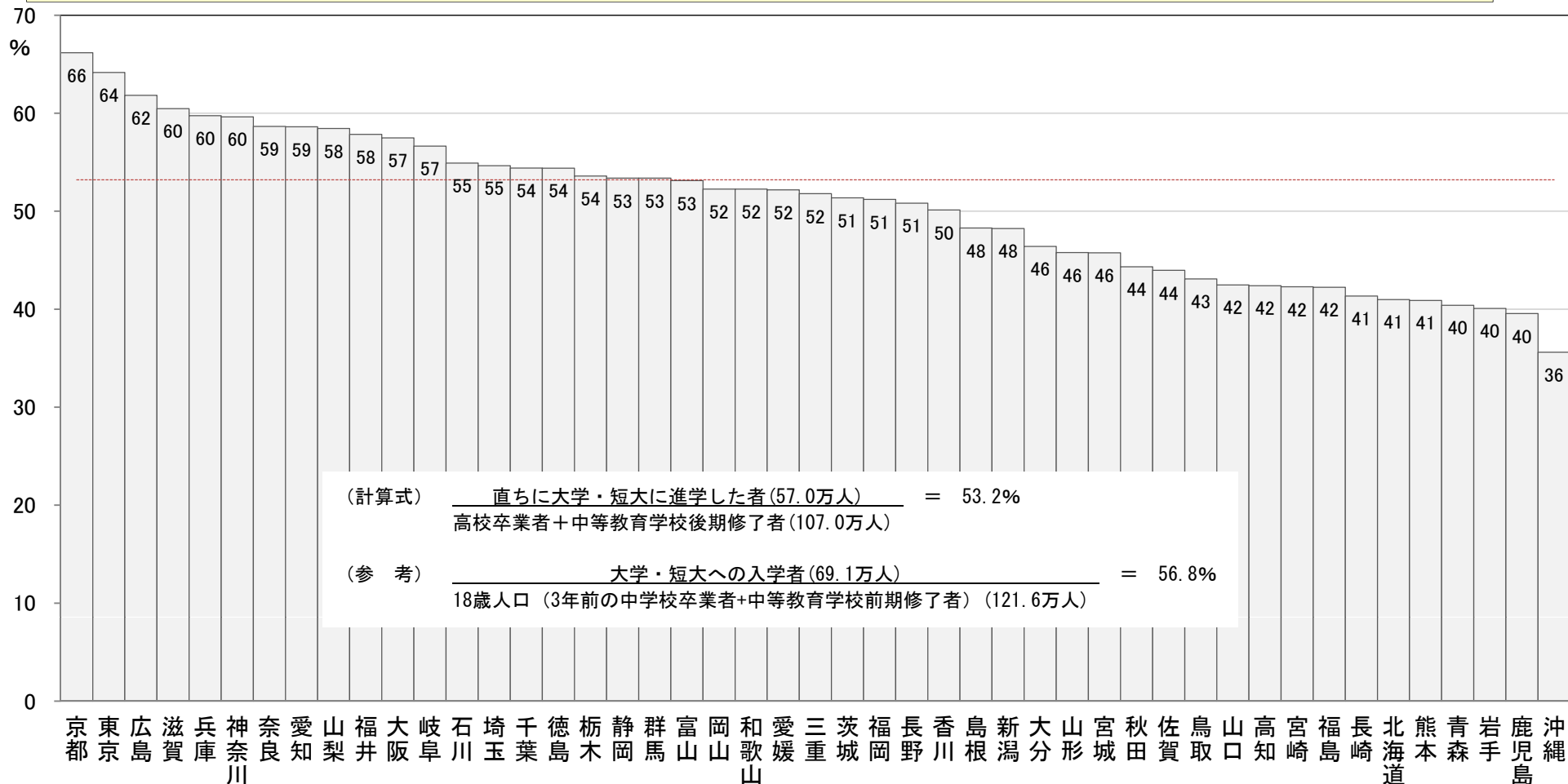
参考②：18歳人口と進学率等の推移（平成元年度以降）



(4) 都道府県別の大学・短大進学率（高校新卒者）

○ 平成22年3月の高校卒業者のうち大学・短大に進学する者は、全国平均で53.2%（18歳人口に対する入学者数（過年度卒業者を含む）は56.8%）。

○ 都道府県別には、京都府・東京都が最も高く（66.2%、64.2%）、沖縄県が最も低い（35.6%）。

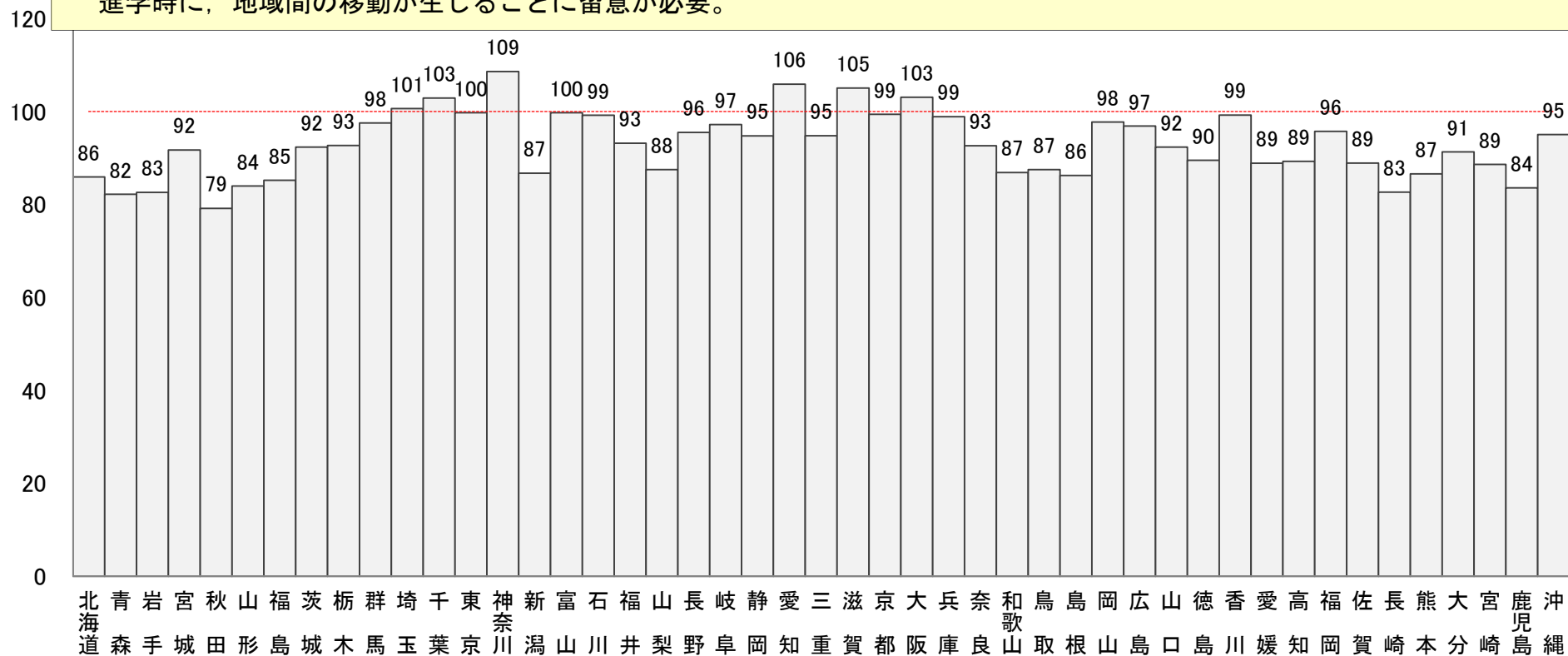


「平成22年度学校基本調査」の速報値を基に作成（ただし、中等教育学校後期修了者の都道府県別人数は、平成21年度の実績に基づいて試算）。

(5) 平成32年度の18歳人口（都道府県別の増減の粗い試算）

（平成22年度の18歳人口を100とした場合の、平成22年度の小学校第3学年の児童数の値）

○ 平成32年度に18歳人口の対象になると見込まれる平成22年度の小学校第3学年の児童は、平成22年度の18歳人口（122万人）とほぼ同水準（117万人）と推計される。ただし、都道府県により増減に違いがあること、また、大学進学時に、地域間の移動が生じることに留意が必要。

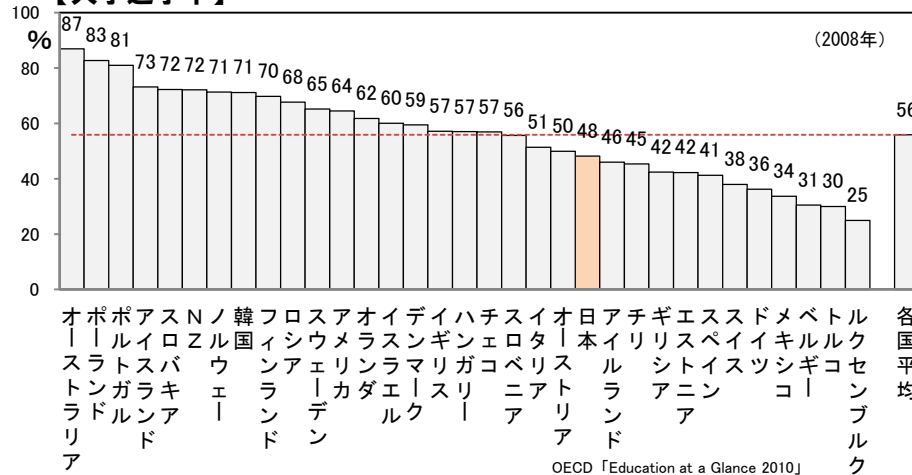


都道府県	H22年の18歳人口	H22年の小3児童数
北海道	1,215,843	1,169,117
青森	17,846	16,964
岩手	19,142	15,998
宮城	12,315	10,916
秋田	11,885	10,855
山形	19,616	16,984
福島	16,335	13,503
茨城	9,764	8,682
栃木	49,470	47,361
群馬	7,436	6,639
埼玉	14,542	12,927
千葉	9,453	9,381
東京	7,782	6,967
神奈川	14,078	13,002
新潟	27,892	27,026
富山	19,042	18,611
石川	7,563	6,522
福井	6,223	5,445
山梨	10,677	9,277
長野	14,179	13,136
岐阜	53,886	53,292
静岡	79,543	81,987
愛知	23,356	23,215
三重	13,922	14,624
滋賀	18,577	17,609
京都	68,662	72,706
大阪	37,360	35,404
兵庫	20,877	20,291
奈良	21,809	20,830
和歌山	9,282	8,124
鳥取	8,448	7,872
島根	11,321	11,231
徳島	10,176	10,151
香川	24,497	21,251
愛媛	74,681	81,116
高知	99,496	99,252
福岡	54,625	56,214
佐賀	65,767	66,187
長崎	19,984	19,493
熊本	20,452	18,959
大分	30,452	28,121
宮崎	23,127	19,708
鹿児島	12,689	10,656
沖縄	10,987	8,698
合計	23,481	21,539
平均	14,576	12,040
標準	15,237	12,525
最大	53,333	45,826

(6) 大学教育の規模に関する国際比較

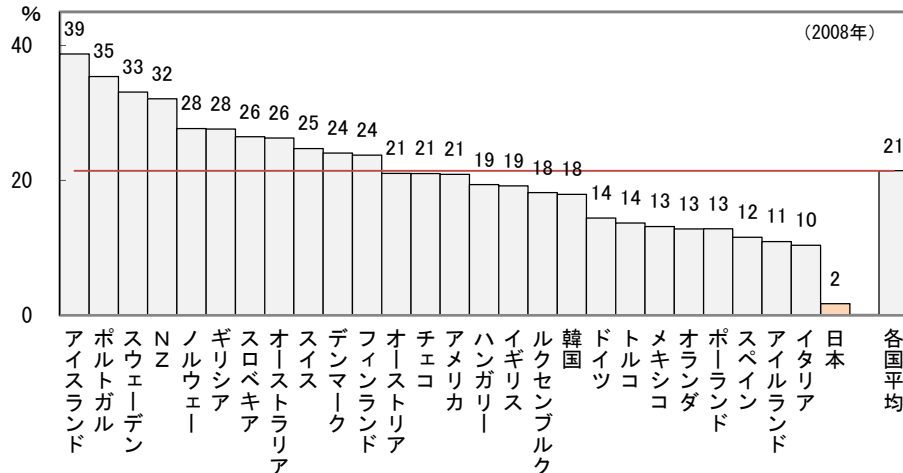
○ 日本の大学進学率は上昇してきたが、OECD平均に比べると高いとは言えない

【大学進学率】



○ 大学入学者のうち25歳以上の割合は、OECD平均21%に対して日本は2%と低い

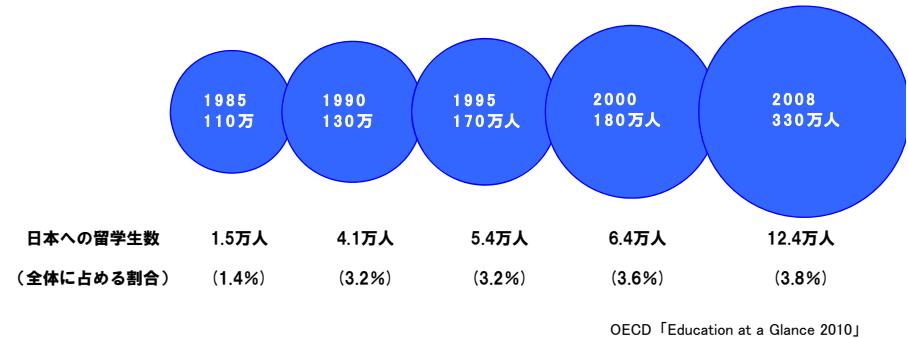
【大学学部入学者に占める25歳以上の割合】



「OECD教育データベース2008年」(日本の数値は「学校基本調査」と文部科学省調べによる社会人入学生数)

○ 25年間で、世界全体の留学生は3倍に増加し330万人。そのうち、日本への留学生の割合は3.8%にとどまる

【世界の留学生数の拡大】



○ 海外の有力大学では、外国人教員比率は、多くの場合20%を超える。留学生比率も、州立のUCを除くと15~27%

【外国人教員数・比率】

	日本全体	OECD平均	UCバークレー	MIT	ハーバード	イエール	オックスフォード
教員数	35.2万	-	1,772	1,522	3,788	2,902	4,090
うち外国人	1.8万	-	528	112	1,119	839	1,699
割合	5.0%	-	29.8%	7.4%	29.5%	31.0%	41.5%

【留学生数・比率】

	日本全体	OECD平均	UCバークレー	MIT	ハーバード	イエール	オックスフォード
学生数	365.2万	-	33,933	10,253	18,318	11,358	17,481
うち留学生	11.8万	-	2,521	2,789	3,615	1,747	4,667
割合	3.2%	8.5%	7.4%	27.2%	19.7%	15.4%	26.7%

「Times Higher Education - QS World Ranking 2009 Top 100 Universities」, 「学校基本調査」, 東京大学「世界の有力大学の国際化の動向2007年11月調査報告」, 日本学生支援機構「留学生調査2007」, OECD 「Education at a Glance 2010」

1. 大学教育の質の保証・向上について

(1) これまでの大学改革の俯瞰

(1) 平成3年の大学設置基準の大綱化

- 18歳人口は平成4年に205万人でピークとなり、その後、減少期を迎える。

【大学審議会答申「大学教育の改善」】

- 大学教育の改善のために、各大学の自主的な努力に期待。
→(ア) 各大学が自由で多様な発展を遂げ得るよう、設置基準を大綱化。
(イ) あわせて、自己点検・評価の実施を努力義務とし、各大学による自律的な教育研究の改善を促す。
(ウ) また、学習の充実のため、FD、シラバスの整備を奨励。



(2) 平成10年（1998年）の21世紀を見据えた課題を整理

- 18歳人口は平成5年度以降減少し、当時162万人。

【大学審議会答申「21世紀の大学像と今後の改革方策～競争的環境の中で個性が輝く大学～」】

- 過去10年で大学改革の動きが始まったことは大きな前進だがその進展は各大学により多様であり、また、全体として、改善すべき問題点も少なくない。
→(ア) FDの努力義務を設置基準に位置づけ。
(イ) 大学情報の積極的提供を設置基準に規定。
(ウ) 自己点検・評価の実施と公表の義務化、第三者評価システムの導入（国立大学を主たる対象）。
(エ) あわせて、学部教育の再構築として、責任ある授業運営と厳格な成績評価（GPA等）を奨励。

(3) 平成14年の質保証システムの見直し

- 18歳人口は平成12～14年に150万人で横ばい、その後再び減少期を迎える。

【中教審答申「大学の質の保証に係る新たなシステムの構築」】

- 自己点検・評価は定着したが、質保証システム全体としては不十分な状態。また、事前規制から事後チェックの流れ。
→(ア) 設置認可の見直し。
 - ・ 設置認可を事前審査が必要不可欠なものに限定。
 - ・ 設置審査における基準を準則主義化。
(イ) 規模抑制を原則撤廃（工場等制限法も廃止）。
(ウ) 認証評価制度の導入。



(4) 平成17年の将来像の提示

- 18歳人口は当時137万人。

【中教審答申「我が国の高等教育の将来像」】

- 平成19年に収容力100%の「大学全入」になると試算（実際は、進学意欲の向上もあり、現在も90%台）。
○ 知識基盤社会において、大学を時代の牽引車として変革。
→(ア) 学位を与える課程（プログラム）の重視（人材養成目的の公表、シラバスや成績評価基準の明示を設置基準に規定）。
(イ) FDの義務化を設置基準に規定。
(ウ) 情報の一層の積極的な提供を文部科学省から通知で奨励。
(エ) 各大学が、緩やかに機能別に分化し、教育・研究組織としての経営戦略を明確化できるよう施策展開。

(5) 平成20年の学士課程教育の構築

○18歳人口は当時124万人。

【中教審答申「学士課程教育の構築に向けて」】

○大学の個性化・特色化は進んだが、大学とは何かという問題意識が希薄化し、大学や学位が保証する能力の水準が曖昧になる懸念が強まる。

→(ア)各大学における3つの方針の明確化を推進（学位授与、教育課程編成・実施、入学者受入）。

(イ)学修成果の参考指針として「学士力」を提示。

- ・ 知識・理解
- ・ 汎用的技能
- ・ 態度・志向性
- ・ 統合的な学習経験と創造的思考力

(ウ)分野別質保証の検討の必要性



(6) 平成20年の「教育振興基本計画」

○OECD諸国など諸外国の公財政支出など教育投資の状況を参考の一つとしつつ、必要な予算について財源を措置し、教育投資を確保することが必要。

○国は、各大学の自主的な取組を促すため、必要な制度改正や各種の情報の提供等に取り組む。また、この5年間に高等教育の転換と革新に向けた始動期間と位置づけ、中長期的な高等教育の在り方について検討し、結論を得ることが求められる。



(7) 平成20年の諮問「中長期的な大学教育の在り方について」を受けた現在の大学分科会の議論へ

(2) 「学士課程教育の構築に向けて（答申）」（平成20年）の概要

【現状・課題】

【改善方策の例】

① 「学位授与の方針」について

- ・ 主要国では「何を教えるか」から「何ができるようになるか」へ
- ・ 一方、我が国の大学の教育研究の目的は抽象的
- ・ 学位授与の方針が、教育課程や評価を律するよう機能していない
- ・ 大学の多様化は進んだが、最低限の共通性が重視されていない



- ・ 大学は、学位授与の方針を具体化・明確化し、公開
- ・ 学位授与の方針と学位審査の客観性を高める仕組み
- ・ 学修の成果を重視した大学評価
- ・ 中教審として、大学の参考指針として「学士力」を提示

【「学士力」の主な内容】

- ① 知識・理解（文化、社会、自然 等）
- ② 汎用的技能（コミュニケーションスキル、数量的スキル、問題解決能力 等）
- ③ 態度・志向性（自己管理能力、チームワーク、倫理観、社会的責任 等）
- ④ 総合的な学習経験と創造的思考力

② 「教育課程編成・実施の方針」について

- ・ 学修の系統性・順次性が配慮されていないとの指摘
- ・ 学生の学習時間が短く、授業外を含めて45時間の学修を1単位とする考え方が徹底されていない
- ・ 成績評価が教員の裁量に依存し、組織的な取組が弱いとの指摘



- ・ 順次性のある体系的な教育課程を編成（ナンバリングなど）
- ・ 国は分野別のコア・カリキュラム等の作成を支援
- ・ 学生の学習時間の実態を把握した上で、単位制度を実質化
- ・ 成績評価基準を策定し、GPA等の客観的な評価基準を適用

③ 「入学者受入れの方針」について

- ・ ユニバーサル段階を迎え、入試によって大学の入口管理を行うことが困難（一方、特定の大学をめぐる過度の競争）
- ・ 総じて、学生の学習意欲の低下や目的意識が希薄化



- ・ 大学は、大学と受験生のマッチングの観点から入学者受入れ方針を明確化、また、入試方法を点検し、適切な見直し
- ・ 初年次教育の充実や高大連携を推進

④ その他の課題

- ・ FDは普及したが、教育力向上に十分つながっていない
- ・ 主要国は、大学団体が質保証に大きな役割を果たすが、我が国では低調
- ・ 学士課程教育の充実に向けた財政支援が不可欠



- ・ 教員、大学職員の研修の活性化、教員評価での教育の重視
- ・ 大学団体の質保証活動の充実、学術会議の分野別質保証の検討
- ・ 財政支援の強化と説明責任の徹底

(3) 大学教育の充実について

【大学教育の質向上の取組が進展】

【あわせて、産業界との対話を深めながら就業力の育成と、学業に専念できる環境整備を推進】

国は、学部卒業時に求められる学習成果を「学士力」として提示(H20)

「学士力」の構成

- | | |
|------------------------------------|---------------------------------------|
| ① 知識・理解
(文化、社会、自然等) | ② 汎用的技能 (コミュニケーションスキル、数量的スキル、問題解決能力等) |
| ③ 態度・志向性 (自己管理能力、チームワーク、倫理観、社会的責任) | ④ 総合的な学習経験と創造的思考力 |

各大学では、カリキュラム改革を実施

国は、枠組み整備とGP (Good Practices) で支援

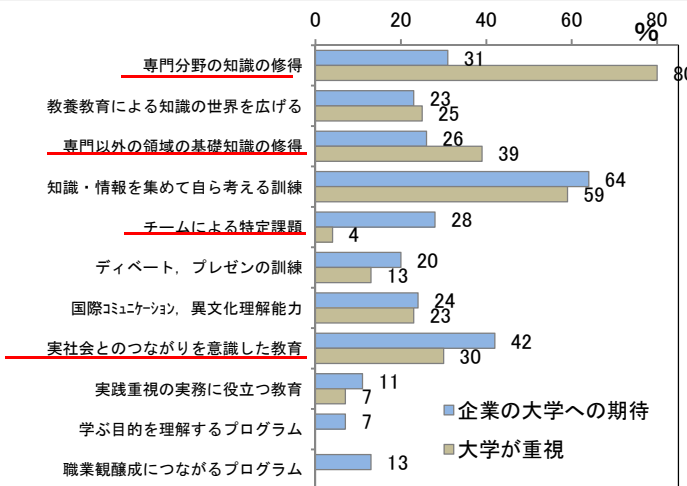
- 学部の人材養成目的の公表を義務化 (H20~)
- シラバス、評価基準の公表を義務化 (H20~)
 - ・全授業科目のシラバス作成: H20年 96%の大学が実施
 - ・GPAにより成績判定の実施: H12年 10%→H20年 46%
- 教員の教育面の業績評価: H16年28%→H20年47%の大学が実施
- 7年ごとに全大学が外部評価を実施 (H16~)
 - ・H22年度までに、全大学が認証評価を受け、結果を公表
- 上記のほか、全大学で公表すべき教育情報を省令で明示 (H23~)
- 各大学が、卒業生の状況について就職先企業にアンケートを行い、教育成果や効果を検証
 - ・大学評価・学位授与機構による認証評価の要件

国際的にも、OECDで学習成果の評価の検討

OH18年、OECDで「初等中等教育のPISAの成功を踏まえ、大学が付加する価値を評価する方法を検討すること」が合意。

- 「高等教育における学習成果の評価」(AHELO: Assessment of Higher Education Learning Outcomes)の検討が開始。OECDが中心になって学習成果の評価方法等が研究中。
- 「一般的技能(批判的思考力、問題解決能力等)」、「工学」、「経済学」の3つの分野の実施を想定し、日本は「工学」の試行調査(フィージビリティスタディ)を実施中。

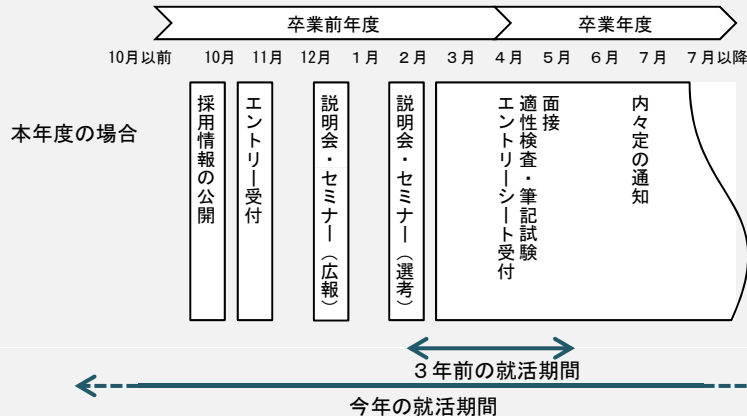
課題: 人材育成で大学と企業の認識にギャップ



大学生の就業力の育成を図る取組

- ① すべての大学で「社会的・職業的自立に関する指導等」の実施(大学設置基準を改正)
- ② 学生の就業力育成の取組の充実 (H22: 180大学を支援)
 - ・キャリア志向を高める体系的な教育や、将来の進路を見通した履修指導
 - ・インターンシップ等の実践的な教育
- ③ 大学院で、就業力育成を含め、組織的・体系的な教育
- ④ 就職支援体制の充実 (H22: 559大学を支援)
 - ・就職相談員の配置、就職情報ネットワークの強化、ハローワーク等と連携
- ⑤ 産学連携等により、人材育成の強化に向けて、全国的な産学間の協議を推進。

課題: 採用活動が早期化・長期化し、大学教育にも支障



適正な就職活動への取組

- 平成22年10月8日
文部科学大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣の連名で、経済団体に採用に関する要請
- 平成22年11月22日
経済団体と大学関係者により、第1回の「新卒者等の就職採用活動に関する懇話会」を開催
- 商社業界が加盟する(社)日本貿易会は、平成25年度入社の新卒採用スケジュールの後ろ倒しの検討を表明。

(学生への調査で、「就活開始」と「内々定」の時期として、回答がもっとも多かった時期の間)

(4) 大学関係者による自主的・自律的な質保証

- 大学関係者による自主的・自律的な質保証活動として、①各大学による教育内容の改善，教育システムの改革といった取組，②各大学と関係者による分野別・機能別の自主的・自律的な評価活動等，が進められることが重要。

① 大学による質保証・向上の取組

各大学では，教育内容の改善，教育システムの改革，学習環境の充実等の様々に取り組んでいる。

例：金沢工業大学「修学ポートフォリオシステム」

学生が，1週間の行動履歴（授業，課外活動等）や，自己評価をウェブ上の「修学ポートフォリオ」に記録し，自学自習の姿勢・生活習慣の確立等を支援。

また，「修学ポートフォリオ」に基づいて，アドバイザーが学生と定期的に面談し，学生の自立と自律を促すよう支援。

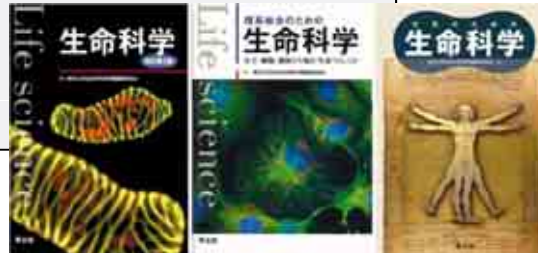
これらにより，自己の夢や目的に向けて自らキャンパスライフの設計ができる能力（目的指向型学習スタイル・自己管理能力）を養う。

例：東京大学「東京大学生命科学ネットワーク」

高校で全く生物を履修していない学生のため，一般教養で生命科学関係の科目の学修を支援。

- ・教科書（理工学系，理農薬医系，文系の学生それぞれ向け）を作成。
- ・ウェブ上に自習のための補助教材を公表

[教科書]



[ウェブ上の補助教材]



② 大学関係者による自主的な取組

大学ごとの取組だけでなく，工学教育のように，自主的な団体を組織して，教育内容・水準を担保する取組も見られる。

例：民間団体による工学教育の評価

工学教育分野では，平成11年から，大学と産業界が協力し，日本技術者教育認定機構（JABEE）が，大学の技術者教育プログラムを認定・審査している。

JABEEは，欧米の大学団体も加盟する「ワシントン・アコード」に加盟し，国際的な水準を保証している。

(5) 公的な質保証システムの改善

○ 政府全体の「事前規制から事後チェックへ」の流れの中で、設置基準の見直し(H15)、設置認可での量的抑制の原則撤廃と準則主義化(H15)、認証評価の開始(H16)がなされ、また、専門職大学院の発足(H15)等が見られたが、その後の状況を踏まえた見直しが課題。

① 国における設置基準の基準性の明確化

○ 大学の施設・設備に関する基準の明確化

- ・ 大学教育の質の保証・向上に関し、キャンパス環境の在り方や、正課外活動や各種の学生支援（大学設置基準の「厚生補導」）も、学生の学びと交流を通じた成長のために重要。
- ・ 「運動場」と「学生が休息その他に利用するのに適当な空地」（大学設置基準第34、35条）に関し、それを必要としない場合の代替措置を明確にすることが求められており、それに伴う関連する基準の整理と考え方。

○ 独立大学院（大学院大学）の基準の明確化

- ・ 大学院のみを置く大学は「教育研究上特別の必要がある場合」（学校教育法第103条）に設置できるとされるが、その場合の要件の具体化（校舎、校地、必要な施設・設備等を含む）。

○ 専門職大学院の「実務家教員」の明確化

- ・ 「実務家教員」に関し、法令上は、専任教員に占める割合の下限のみ規定されているが、専門職大学院ごとの取扱いが様々である現状を踏まえ、「実務家教員」の取扱いなどの明確化（専門職大学院設置基準第5条等）。

○ さらに具体的に検討すべき事項

- (ア) 海外とのダブル・ディグリー等の制度的対応。
- (イ) 平成25年度に、専門職大学院の専任教員のダブルカウントの特例措置が終了するため、博士課程(後期)との接続の観点から、その後の制度的対応。
- (ウ) 短期大学設置基準の在り方。
- (エ) 通信教育設置基準の在り方。
- (オ) 学位に付記する専攻名等の在り方。

② 国における設置認可審査の一層の改善

○ 大学設置・学校法人審議会と連携しつつ検討

- (例) ・ 設置認可審査の審査期間の適正化
- ・ 学際分野の審査体制の見直し
- ・ 学位の種類・分野に応じた届出設置の取扱い
- ・ 届出設置における学際分野の要件等

③ 認証評価機関における認証評価の一層の改善

○ 認証評価の性質の位置づけの再確認と課題への対応。

○ 専門職大学院の認証評価の特例措置（免除規定）の見直し

- ・ 専門職大学院の認証評価機関が存在しない場合に、自己点検・評価等で代替することが可能とされているが、その廃止。

(6) 「社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培うための体制」

① 大学設置基準に新たに規定した条文（平成23年4月1日施行）

（社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を培うための体制）

第42条の2 大学は、当該大学及び学部等の教育上の目的に応じ、学生が卒業後自らの資質を向上させ、社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を、教育課程の実施及び厚生補導を通じて培うことができるよう、大学内の組織間の有機的な連携を図り、適切な体制を整えるものとする。

② 大学の目的との関係

学校教育法

第83条 大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする。

学校教育法の規定を踏まえ、大学教育や学生生活の経験を通じて獲得する成果（知識・技能、態度・志向性等）には、専門分野の知識・技能とともに、知的・道徳的・応用的能力として、社会的・職業的自立に必要な資質能力が本来的に内在していると言える。

実際に、各大学では、教育課程を通じて、それぞれの個性・特色や学問分野に応じた教育を行うほか、正課外の学生支援を通じて、職業意識の形成等の支援を行っている。これらは、単に卒業時点の就職を目指すものではなく、生涯を通じた持続的な就業力の育成を目指し、豊かな人間形成と人生設計に資することを目的として行われている。

「社会的・職業的自立に関する指導等」は、このことを踏まえ、各大学の状況に応じて、教育課程の内外を通じて行われる指導や支援について、大学設置基準に位置づけるものである。

③ 大学における留意事項（施行通知から抜粋）

(ア) 各大学における指導等の在り方

どのような取組を行うかは、教育研究目的、学部・学科の種類、学生数等の規模、学生や教職員の状況により多様と考えられ、特定の教育内容・方法が課されるものではない。

(イ) 教育課程の編成における取扱い

教育課程の内容と実施方法に関する方針を定める中で、個別の授業科目のシラバスや、体系的な教育課程の編成を通じて、社会的・職業的自立に関する指導等の在り方を明らかにし、学生に、その内容の理解を図る。

また、教育課程の編成と実施に際して、大学として保証すべき教育の内容・水準に十分留意する。

(ウ) 学内における実施体制の確保

各種の組織の活用と緊密な連携を通じて学内体制を整える。その際、専任の教職員を配置する、または独立した組織を設けるなど、組織の設置が画一的に課されるものではない。

(エ) 大学等の取組状況の公表

社会的・職業的自立に関する指導等の取組について、広く社会に説明していくことが求められる。

(オ) 産業界や各種団体等との連携と協力

社会的・職業的自立に関する指導等の実施に当たっては、就職活動の早期化の現状等を踏まえつつ、産業界や地域の各種団体、関係行政機関等との連携・協力を努める。

(カ) 大学院における取組

大学院でも、社会的・職業的自立に関する指導等の取組が期待される。

(7) 設置認可の弾力化の現状と課題

- 「事前規制から事後チェックへ」という規制改革の流れを踏まえ、第三者評価としての認証評価制度を導入するとともに、大学設置基準や審査手続を大幅に見直し。

例：・大学設置等の量的な抑制方針を基本的に撤廃
 ・審議会内規等の審査基準を廃止し、告示以上の法令に規定（準則主義化）

- また、学部や学科等を設置する際に、学問分野を大きく変更しないものは事前審査を不要とする届出制度を、平成16年度開設分から導入（学問の進展や社会の変化に対応した機動的な組織編成が可能）。



- これにより、近年、大学の学部・大学院数や収容定員が急増したが、設置認可申請に課題のある件数が増加しており、「大学らしさ」「大学にふさわしい教育・研究水準」の共通理解に懸念が生じている。
- そこで、大学分科会の提言等を受けて、設置認可における審査ルールの明確化を随時進めている。また、明らかな準備不足の申請への「早期不認可」を導入(H21)。

← 準則主義の開始

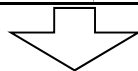
開設年度		H11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
認可申請数		226	353	340	297	281	202	128	134	113	97	83	73
申請に課題が あった件数	保留 (最終的には認可)	0	1	2	5	0	4	0	3	1	4	11	11
	取下げ	3	3	2	6	4	2	0	6	3	10	5	7
	不認可	0	0	0	0	0	4	1	2	0	0	1	0
	合計	3	4	4	11	4	10	1	11	4	14	16	18
認可件数		223	350	338	291	277	196	127	126	110	87	78	66
届出件数		-	-	-	-	-	276	265	356	243	258	235	222

(8) 質保証に関する国際的な動向

(1) 質保証に関する各国の仕組み

- アメリカは、事後評価としてのアクレディテーションを重視。
- ヨーロッパでは、事前チェックとしての設置認可制度と事後評価の組合せによる公的な質保証システムを構築。

	日本	アメリカ	イギリス	フランス	ドイツ
大学の設置認可	国の設置認可 (大学設置・学校法人 審議会の審査)	州政府による認可	国による認可(QAA, (Quality Assurance Agencyの審査)	学位授与権を持つ大学 は国立のみ	州政府による認可(州 立大学と同程度の水準 を要する)
事後評価	国の認証を受けた団体 による機関評価	民間のアクレディテー ションによる評価	①QAAによる機関評価 ②HEFCEによる研究評価	大学評価委員会(CNE)に よる機関評価	民間の適格認定による 機関別・課程別評価
事後評価結果 の活用	大学と国に通知・一般 に公表	連邦政府奨学金や科研 費の受給条件	①大学と国に通知 ②研究予算配分に反映	大学に通知	大学に通知



(2) 各国の質保証の取組に関する国際的なガイドライン

- 2005年のユネスコ・OECDの「国境を越えて提供される高等教育の質保証に関するガイドライン」“Guidelines for Quality Provision in Cross-border Higher Education”により、各国政府が、それぞれの責任で大学教育の質を保証することが国際的に承認。
- また、各国には、それぞれの大学制度の仕組みの透明性の向上や、各大学の活動に関する情報公表を進めることが要請。

(3) 国を超えた国際的な連携の動き

- 欧州では、「欧州高等教育圏」として、大学教育の質保証制度が進展。さらに非EU諸国の参加の拡大。
 - (ア) 各国の学位制度を「学士、修士、博士」の3段階に整理し「欧州高等教育圏内の包括的な資格制度」と対応する。
 - (イ) 流動性の促進のため、ビザ・在住許可・就労許可制度の改善や、国境を越えた奨学金や年金管理を促進。
 - (ウ) 海外の学位への正当な評価のため、単位互換や累積単位制度を促進。国境を越えたジョイント・ディグリーも促進。
 - (エ) 質保証制度のため、「質保証の基準・ガイドライン」を設け、内部質保証と第三者評価を各国に要請。

- アジアでも、日本のイニシアチブにより、中国・韓国との大学間交流を進める「CAMPUS Asia」構想が発足。
 - ・ 3カ国の大学、質保証機関、産業界等から有識者が出席し、各国の多様性を前提としつつも、単位互換等が質を保証する形で進むよう検討を開始。
 - ・ 将来的には、日中韓の3カ国にとどまらず、東南アジア諸国の参加も呼びかけるオープンな枠組みを念頭。

参考①：世界的な大学ランキングへの関心の高まり

○ いわゆる大学ランキングには、民間のものを始めて様々なものが存在する。
 そのうち英国のTIMES紙の高等教育別冊(Times Higher Education)によるランキングでは、2009年と2010年で順位に大きな変化があった。これは評価の観点・指標の変更によるものであり、必ずしも大学の実力が直ちに変わったことを意味しない。

○ ただし、Times Higher Educationは、各国の大学への公財政への重視や、アジアにおける中国・香港・台湾・韓国の躍進を取り上げながら、日本の存在感の低下に言及し「大学の国際化がうまくいかなければ、長期的には問題になる懸念がある」旨の識者のコメントを掲載している。

【2009年と2010年の200位以内のアジアの大学数の変化】

	2009年	2010年
日本	11大学	↓ 5大学
中国	6大学	→ 6大学
韓国	4大学	→ 4大学
香港	5大学	↓ 4大学
台湾	1大学	↗ 4大学

【2009年のランキング】

- 1 ハーバード大学(米)
- 2 ケンブリッジ大学(英)
- 3 イェール大学(米)
- 4 UCロンドン(英)
- 5 インペリアル・カレッジ(英)
- 5 オックスフォード大学(英)
- 7 シカゴ大学(米)
- 8 プリンストン大学(米)
- 9 マサチューセッツ工科大学(米)
- 10 カリフォルニア工科大学(米)

- 22 東京大学
- 24 香港大学(香港)
- 25 京都大学
- 35 香港科技大学(香港)
- 43 大阪大学
- 46 香港中文大学(香港)
- 47 ソウル国立大学(韓国)
- 49 清華大学(中国)
- 52 北京大学(中国)
- 55 東京工業大学
- 69 韓国科学技術院(韓国)
- 92 名古屋大学
- 95 国立台湾大学(台湾)
- 97 東北大学
- 103 復旦大学(中国)
- 124 香港城市大学(香港)
- 134 浦項工科大学(韓国)
- 142 慶應義塾大学
- 148 早稲田大学
- 151 延世大学(韓国)
- 153 上海交通大学(中国)
- 154 中国科技大学(中国)
- 155 九州大学
- 168 南京大学(中国)
- 171 北海道大学
- 174 筑波大学
- 195 香港理工大学(香港)

【2010年のランキング】

- 1 ハーバード大学(米)
- 2 カリフォルニア工科大学(米)
- 3 マサチューセッツ工科大学(米)
- 4 スタンフォード大学(米)
- 5 プリンストン大学(米)
- 6 ケンブリッジ大学(英)
- 6 オックスフォード大学(英)
- 8 カリフォルニア大学バークレー(米)
- 9 インペリアル・カレッジ(英)
- 10 イェール大学(米)

- 21 香港大学(香港)
- 26 東京大学
- 28 浦項工科大学(韓国)
- 37 北京大学(中国)
- 41 香港科技大学(香港)
- 49 中国科技大学(中国)
- 57 京都大学
- 58 清華大学(中国)
- 79 韓国科学技術院(韓国)
- 107 国立清華大学(台湾)
- 109 ソウル国立大学(韓国)
- 111 香港バプティスト大学(香港)
- 112 東京工業大学
- 115 国立台湾大学(台湾)
- 120 南京大学(中国)
- 130 大阪大学
- 132 東北大学
- 149 香港理工大学(香港)
- 163 国立中山大学(台湾)
- 171 中山大学(中国)
- 181 国立交通大学(台湾)
- 190 延世大学(韓国)
- 197 浙江大学(中国)

(参考)
 【2010年の400位以内】

- 206 名古屋大学
- 217 東京医科歯科大学
- 240 首都大学東京
- 261 筑波大学
- 293 北海道大学
- 294 九州大学
- 317 徳島大学
- 327 大阪市立大学
- 332 千葉大学
- 335 広島大学
- 352 早稲田大学
- 354 慶應義塾大学
- 359 神戸大学
- 359 岡山大学
- 369 新潟大学
- 371 金沢大学
- 377 横浜国立大学
- 379 豊橋技術科学大学
- 380 横浜市立大学
- 382 東京理科大学
- 389 長崎大学
- 396 大阪府立大学

参考②：“Times Higher Education”による大学ランキングの評価項目の変更

- 2010年のTimes Higher Educationの新たな評価指標は、従来の6項目から、13項目に細分化されており、その際、以下のような変更がされている
 - 例：○ 大学財政に関する指標が全体の約1割を占める
(従来は財政は指標に含まれなかった)，
 - 「論文引用」で、学問分野の特性が調整されるとともに、評価での重み付けが増加 (20%→32.5%)
- 「論文引用」については、評価の詳細な観点・指標が明らかになっていないが、従来、国際競争力のある理工系により上位に来ることができた大学でも、今回、学問分野が6つ (人文、社会、医療、工学、生命、物理) に分割され、均等な重みを持つことになったことが影響しているとの指摘がある。

2009年までの評価指標

- ①各国研究者の評価 (40%)
- ②雇用者の評価 (10%)
- ③学生当たり教員比 (20%)
- ④教員当たり論文引用 (20%)
- ⑤外国人教員比 (5%)
- ⑥外国人学生比 (5%)

2010年の新たな評価指標

- ①教育 (30%)
 - 研究者による評価 (15%)
 - 教員当たり学部学生数 (4.5%)
 - 学士授与数当たり博士授与数比率 (2.25%)
 - 教員当たり博士授与数 (6%)
 - 教員当たり収入 (2.25%)
- ②論文引用 (学問分野の違いを調整) (32.5%)
- ③研究 (30%)
 - 研究者による評価 (19.5%)
 - 教員当たり研究収入 (5.25%)
 - 教員当たり論文数 (4.5%)
 - 研究収入中の公的資金の割合 (0.75%)
- ④国際 (5%)
 - 外国人教員比率 (3%)
 - 外国人学生比率 (2%)
- ⑤産学連携 (2.5%)
 - 教員当たり産学連携収入 (2.5%)

【Times Higher Educationによる解説】

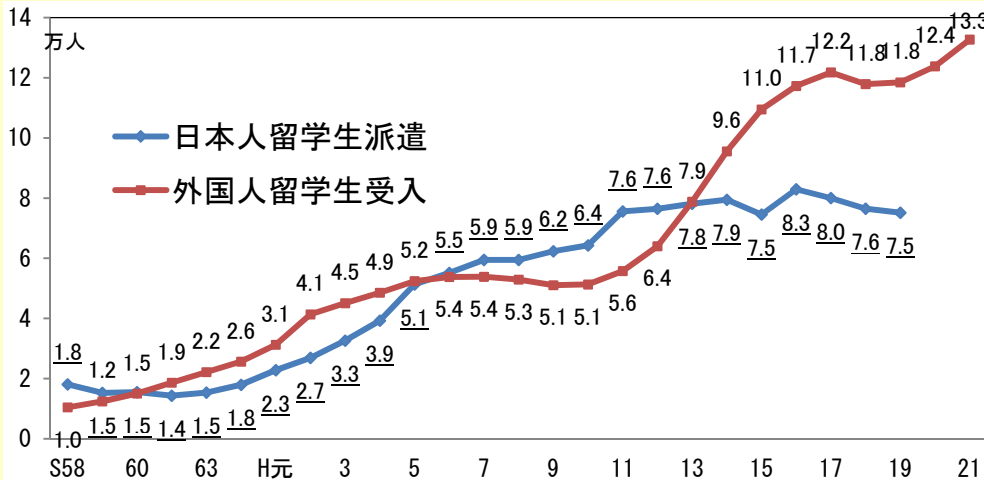
- 今回のランキングでは、1位のハーバード大学を筆頭に、米国が上位5位を独占した。経済危機にもかかわらず高い水準の教員給与と、トップ大学における国際的な環境を受けて、米国の大学に世界中の優れた者が集まってくる。
- 米国の高等教育への投資は他国の2倍以上。OECD諸国が平均でGDP比1.5%を投じるが、米国では3.1%に及ぶ。
- 一方、香港 (ランキングの上位200位中に4大学)、中国 (同6大学)、台湾 (同4大学)、韓国 (同4大学) などの大学はランキング順位を上げている。韓国は、数十億ドル規模を投じる“world-class university project”の効果が出てきている。
- 今回のランキングではアジアの大部分の強さが目立つ一方、日本のポテンシャルの弱さも明らかになった。日本の大学で100位以内にあるのは東大と京大の2校のみ。

(<http://www.timeshighereducation.co.uk/world-university-rankings/2010-2011/analysis-usa-top-universities.html> より抄訳)

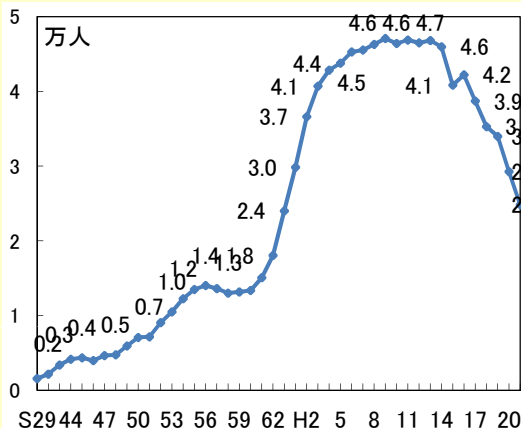
(9) 大学教育のグローバル展開

【現状と課題】

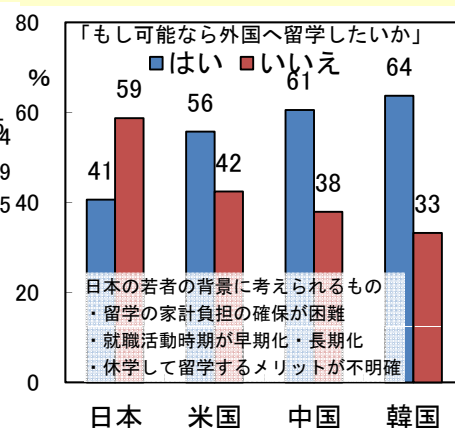
留学生の受入れは、13万人に増加。一方、海外へ留学に出る日本人学生数は、7～8万人台で横ばいだったが、近年微減傾向



近年、米国の大学に留学する日本人学生数が急減 (H9:4.7万→H21:2.5万)



海外への留学に否定的な若者が多い (他国と対照的に)



【施策展開】

国際化拠点整備事業 (グローバル30) により、国内の13大学を選定し、支援 (H21～)

(東北、筑波、東京、名古屋、京都、大阪、九州、慶應義塾、上智、明治、早稲田、同志社、立命館)

【取組状況】

- 英語で学位を取得できるコースが増加
 - ・新たに、学部で33、大学院で124のコースが開設
- 日本のすべての大学が利用できる「海外大学共同利用事務所」を設置。
- 留学生受入れ体制の充実 (ビザ取得や住居等の支援、学生宿舎の整備)

我が国のイニシアチブにより、アジアにおける大学間交流の推進の枠組みを発足

- ヨーロッパでは、「欧州高等教育圏」として、EU域内を通じた大学教育の質保証制度が進展 (さらに非EU諸国への働きかけも進展)
- アジアでも、日本のイニシアチブにより、中国・韓国との大学間交流を進める「CAMPUS Asia」構想が発足。本年4月には「日中韓大学間交流・連携推進会議」の第1回会合 (東京) が開催、12月には第2回 (北京) が開催。
- 将来的には、日中韓の3カ国にとどまらず、東南アジア諸国の参加も呼びかけるオープンな枠組みを念頭。

産業界から強く要望のある「グローバル人材」「高度人材」養成のため

- ・ 高い国際感覚を備えた人材、
 - ・ 卓越した専門性を備え世界を牽引するリーダー、
- を養成する拠点を形成し、新たな取組着手を目指す (経済成長を牽引)

『博士課程教育リーディングプログラムの展開』

国内外の優秀な教員と学生を結集し、産業界との連携の下で、国際標準の博士課程教育の実施を目指す

『大学の世界展開力の強化』

「CAMPUS Asia」構想の牽引役となる交流拠点の形成や、米国等の大学との協働教育プログラムの開発支援を目指す

『学生の双方向交流の推進』

学生の交流経費を措置することで、日本とアジア・米国等の学生との双方向支援の推進を目指す

(10) 教育情報の公表の促進

(2) 各大学が公表すべき教育情報（学校教育法施行規則を改正）

すべての大学を対象とする教育情報	参考：国際的な発信の観点から想定される情報項目例 (大学分科会が、大学の参考に資する観点から作成)
<p>1. すべての大学で公表すべき事項</p> <p>(1) 教育研究上の目的（学部・学科・課程等ごと）</p> <p>(2) 教育研究上の基本組織（学部，学科，課程等の名称）</p> <p>(3) 教員組織，教員数（男女別・職別），教員の保有学位・業績</p> <p>(4) 入学受入方針，入学者数，収容定員，在学者数，卒業生数，卒業後の進路（進学者数，就職者数，主な就職分野等）</p> <p>(5) 授業科目の名称，授業の方法・内容，年間授業計画</p> <p>(6) 学修成果の評価の基準，卒業認定の基準</p> <p>(7) 校地，校舎等の施設・設備その他の教育研究環境 (キャンパス概要，運動施設の概要，課外活動の状況とそのため の施設，休息を行う環境，主な交通手段等)</p> <p>(8) 授業料，入学料その他の費用徴収，寄宿舍・学生寮等の費用， 施設利用料等</p> <p>(9) 学生の修学，進路選択，心身の健康等の支援（留学生支援や障 害者支援等の様々な学生支援を含む）</p> <p>2. 公表に努めるべき事項</p> <p>○ 教育課程を通じて修得が期待される知識・能力体系（どのよう なカリキュラムに基づき，どのような知識能力を身に付けるか）</p>	<p>○外国人教員数，研究成果の生産性や水準（論文数・論文被引用数等）</p> <p>○教員当たり学生数（フルタイムとパートタイム教員）</p> <p>○各授業の平均学生在籍数</p> <p>○学生の卒業率，学位授与件数</p> <p>○ナンバリングとシラバス（学内で共通化）</p> <p>○インターンシップの機会</p> <p>○英語による授業のみで学位を取得可能なコースの設置状況</p> <p>○学生交流や単位互換，ダブル・ディグリー等の実績</p> <p>○単位認定，学位認定，成績評価の基準（大学としての統一方針）</p> <p>○留学生への支援の状況（留学生の学位取得状況，卒業後の就職状況）</p> <p>○明確な方針に基づく教育課程とその水準 ・修得すべき知識・能力の明確化と，それを体系的に修得できる教育課程</p>

(11) 大学院教育の実質化の検証を踏まえた更なる改善について（中間まとめ）

<検討の経緯>

平成17年の中教審答申「新時代の大学院教育」は、大学院教育の実質化（教育課程の組織的展開の強化）と国際的な通用性・信頼性の向上を提言。これに基づき、文部科学省は「大学院教育振興施策要綱」（平成18～22年度）を策定し、大学院教育の質的向上を推進。

その後、約5年が経過し、大学分科会の大学院部会（部会長：有信睦弘・元東芝執行役常務）において、国内の大学院のうち430専攻を調査し、成果や課題を検証し、今後の改善方策を検討。

<検証結果>

全体として、大学院教育の実質化に向けた取組が着実に進展。一方、優れた改革の他大学・他専攻への波及が不十分であったり、博士課程について、体系性ある教育の確立や、キャリアパスの整備等が課題。



<改善の方向性>

グローバル化や知識基盤社会が進展する中、博士号取得者が産官学の中核的人材として活躍できるよう、大学院教育、とりわけ博士課程教育に重点を置く大学において、質の保証された教育を確立する必要。

1. 学位プログラムとしての大学院教育の確立

修得すべき知識・能力が明確な学位プログラムとしての大学院教育を確立し、学生の質を保証

2. グローバルに活躍する博士の養成

一貫性のある博士課程教育を確立し、グローバルに活躍する高度な人材を養成

<改善方策>

教育情報の公表による大学院教育の「可視化」

コースワークから研究指導に有機的に繋がる体系的教育

創造的な研究活動を自立して遂行できる一貫した博士課程教育

優れた学生が大学院で学ぶ環境の整備（経済的支援）

学生の質を保証する組織的な教育・研究指導体制

成長を牽引する世界的な大学院教育拠点（リーディング大学院）

産業界等との連携の強化と多様なキャリアパスの確立

日本人・外国人学生の垣根を越えた協働教育の推進

<スケジュール案>

- 11月3日(水)～12月2日(木)：パブリックコメント
- 12月～1月：大学分科会で答申案を審議予定
- 12月～1月：中央教育審議会総会で答申案を審議予定